

第4章

役員の変更等

役員の変更等

第4章 役員の変更等

・ 役員の変更等（法第23条）

法人は、役員（理事又は監事）の氏名・住所に変更があった場合や、新しく役員が就任した場合には、三重県知事に「役員の変更等届出書」（規則第4号様式）等を提出しなければなりません。具体的には、次のような場合が考えられます。

- ① 氏名、住所又は居所の変更 ② 新任 ③ 再任 ④ 任期満了 ⑤ 辞任 ⑥ 解任
⑦ 死亡

なお、このうち、新任、再任、解任の場合には、総会における議決など定款に定める手続に従って決定する必要があります。

また、代表権を有する理事について変更があった（再任を含む。）場合は、2週間以内に主たる事務所の所在地で登記の変更手続きも必要です。（組合等登記令第3条）

届 出 書 類	氏名、住所等の変更のとき	新たに就任したとき	再任、任期満了、辞任、解任、死亡のとき
役員の変更等届出書（規則第4号様式）	○	○	○
変更後の役員名簿	○	○	○
当該役員の就任承諾及び誓約書の写し		○	
当該役員の住所又は居所を証する書面 ※ 住基ネットで検索できる場合、「住民票」の添付を省略することができます。		○	

- (1) 定款に定められた役員の定数を変更するときは、まず役員の定数についての定款変更を行う必要があります。（社員総会の決議が必要です。）
- (2) 定款附則に記載の設立当初の役員名簿については、役員の変更ごとの書き換えはしません。
- (3) 理事長の変更については、理事長の辞任後も引き続き理事に留まるときは、所轄庁への変更手続きは不要です。ただし、理事長の辞任により、法人の代表権を有する理事に変動が生じる場合は、代表権を有する理事の変更の登記は必要です。
- (4) 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する必要があります。（法第22条）

《参考》

定款による代表権の定めについて

定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません（法令附則2、組登令2、別表）。

また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要はありません。

（注） 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

4 役員の変更等

規則第4号様式（第9条関係）

役員の変更等届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
(電話番号)

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

変更年月日 変更事項	役 職	氏 名	住所又は居所
○・○・○ 辞 任	理 事	×× ××	〇〇市〇〇町123番地
○・○・○ 新 任	理 事	△△ △△	〇×市△〇町4番地の5

- 備考 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。
なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りません。
- 2 「役職」の欄には、理事、監事の別を記載してください。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。
- 4 「住所又は居所」の欄には、三重県特定非営利活動促進法等施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
- 5 届出書には、変更後の役員名簿を添付してください。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）には、次の書類を添付してください。
(1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
(2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによります。

(役員変更届添付書類)

役員名簿

年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	●●●● ●●●● 〇〇 〇〇	有
副理事長	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ □ □ □ □	無
理事	▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ △ △ △ △	無
理事
理事
監事

- 備考**
- 「役名」の欄には、理事長、理事、監事などの職名を記載してください。
 - 「氏名」の欄には、フリガナを記載してください。
 - 「住所又は居所」の欄には、三重県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載してください。
 - 報酬の有無欄には、役員報酬を受ける役員には「有」を、受けない役員には「無」を、記入してください。なお、費用弁償である交通費等の実費や、理事（監事は不可）が、事務局の職員である場合、労働の対価である給料は、役員報酬に当たりません。
 - 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。（法第2条第2項第1号ロ）

(規格A4)

就任承諾及び誓約書

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

住所又は居所
氏名

署名又は記名押印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

※特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ③ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- ④ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- ⑥ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※特定非営利活動促進法第21条

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

- 備考**
- 1 理事と監事について、それぞれ別葉で作成してください。
 - 2 「住所又は居所」の欄には、三重県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
 - 3 「氏名」の欄には、署名又は記名押印をしてください。
 - 4 各役員の住所又は居所を証する書面を、それぞれに添付してください。
 - 5 写し（コピー）を提出してください。

（規格A4）

就任承諾及び誓約書

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

住所又は居所
氏名

署名又は記名押印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の監事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

※特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ③ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- ④ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- ⑥ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※特定非営利活動促進法第21条

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

- 備考**
- 1 理事と監事について、それぞれ別葉で作成してください。
 - 2 「住所又は居所」の欄には、三重県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
 - 3 「氏名」の欄には、署名又は記名押印をしてください。
 - 4 各役員住所又は居所を証する書面を、それぞれに添付してください。
 - 5 写し（コピー）を提出してください。

（規格A4）